

鈴鹿市告示第 1 5 0 号

鈴鹿市条件付一般競争入札実施要綱及び鈴鹿市建設工事等に係る公表実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 6 月 6 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市条件付一般競争入札実施要綱及び鈴鹿市建設工事等に係る公表実施要綱の一部を改正する告示

(鈴鹿市条件付一般競争入札実施要綱の一部改正)

第 1 条 鈴鹿市条件付一般競争入札実施要綱（平成 1 4 年鈴鹿市告示第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(対象工事) 第 3 条 条件付一般競争入札の対象となる建設工事等は、建設工事にあつては設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が<u>200万円</u>を超えるもの、建設コンサルタント業務にあつては設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が<u>100万円</u>を超えるものとする。 ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。	(対象工事) 第 3 条 条件付一般競争入札の対象となる建設工事等は、建設工事にあつては設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が<u>130万円</u>を超えるもの、建設コンサルタント業務にあつては設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が<u>50万円</u>を超えるものとする。 ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(鈴鹿市建設工事等に係る公表実施要綱の一部改正)

第 2 条 鈴鹿市建設工事等に係る公表実施要綱（平成 1 4 年鈴鹿市告示第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後			改 正 前		
(発注の見通しに関する事項)			(発注の見通しに関する事項)		
第2条 略			第2条 略		
2 前項の公表は、令に定めがあるもののほか、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。 <u>以下同じ。</u> ）が <u>100万円</u> を超える建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に関する業務委託についても行うものとする。			2 前項の公表は、令に定めがあるもののほか、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が <u>50万円</u> を超える建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に関する業務委託についても行うものとする。		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
区分	予告に係る公表事項	結果に係る公表事項	区分	予告に係る公表事項	結果に係る公表事項
略	略		略	略	
随意契約（見積合わせ）		1 設計金額が <u>200万円</u> を超える建設工事の予定価格、設計金額及び最低制限価格 2 設計金額が <u>100万円</u> を超える建設工事に関する業務委託の予定価格、設計金額及び最低制限価格	随意契約（見積合わせ）		1 設計金額（ <u>消費税及び地方消費税を含む。</u> ）が <u>130万円</u> を超える建設工事の予定価格、設計金額及び最低制限価格 2 設計金額（ <u>消費税及び地方消費税を含む。</u> ）が <u>50万円</u> を超える建設工事に関する業務委託の予定価格、設計金額及び最低制限価格
指	1 設計金額が <u>200万円</u> を超える建設工事の予定価格	3 入札又は見積	指	1 設計金額（ <u>消費税及び地方消費税を含む。</u> ）が <u>130万円</u> を超える建設工事の予定価格	

名 競 争 入 札	2 設計金額が <u>100万円</u> を超える 建設工事に関する業務委託の予定価格及び最低制限価格	積合わせの経過 4 契約の相手方 5 契約金額
条件付一般競争入札	1 設計金額が <u>200万円</u> を超える 建設工事の予定価格 2 設計金額が <u>100万円</u> を超える 建設工事に関する業務委託の予定価格及び最低制限価格	1 予定価格 2 設計金額 3 最低制限価格（総合評価落札方式による場合にあっては、失格基準） 4 低入札価格調査基準 5 入札の経過 6 契約の相手方 7 契約金額
備考	略	

名 競 争 入 札	える建設工事の 予定価格 2 設計金額（ <u>消費税及び地方消費税を含む。</u> ） が <u>50万円</u> を超える 建設工事に関する業務委託の 予定価格及び最低制限価格	る業務委託の 予定価格、設計金額及び最低制限価格 3 入札又は見積合わせの経過 4 契約の相手方 5 契約金額
条件付一般競争入札	1 設計金額（ <u>消費税及び地方消費税を含む。</u> ） が <u>130万円</u> を超える 建設工事の 予定価格 2 設計金額（ <u>消費税及び地方消費税を含む。</u> ） が <u>50万円</u> を超える 建設工事に関する業務委託の 予定価格及び最低制限価格	1 予定価格 2 設計金額 3 最低制限価格（総合評価落札方式による場合にあっては、失格基準） 4 低入札価格調査基準 5 入札の経過 6 契約の相手方 7 契約金額
備考	略	

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の鈴鹿市条件付一般競争入札実施要綱第3条の規定は

、この告示の施行の日以後に入札の公告を行う建設工事等についての請負について適用し、同日前に入札の公告を行った建設工事等についての請負については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の鈴鹿市建設工事等に係る公表実施要綱第2条第2項及び別表の規定は、この告示の施行の日以後に入札の公告を行う工事又は製造その他についての請負について適用し、同日前に入札の公告を行った工事又は製造その他についての請負については、なお従前の例による。